

浦安市立見明川中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、生徒の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめの問題は、特定の一部の生徒の問題ではなく、どの学級、どの生徒にも起こりうる問題である。

本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、生徒をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作るために、生徒自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取組を行い、未来に向かって夢を持ち、豊かに生きる子どもたちを育てていく。また、いじめの兆候あるいは、認知した場合において、学校は「いじめは絶対にゆるさない」という考え方をもって組織的に、迅速かつ細やかな対応を行っていく。

(2) 学校及び職員の責務

- ① いじめを未然に防ぐため、学校に携わる教職員一人ひとりが、改めていじめ問題の重要性を認識し、日ごろからいじめを許さない学校運営・学級経営等に努める。
- ② 子どもたちのサインを見逃さず、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に学校全体で取り組むとともに、家庭や地域、教育委員会を含めた関係機関との連携を図り、適切な対応を図る。
- ③ 本基本方針については、生徒や保護者等に周知を図るとともに、年度毎に対策等を見直し、学校・家庭・地域が連携・協力していじめ問題の克服に努める。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめについて

①定義

「いじめ」とは、「当該生徒と一定の人間関係のある者が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

イ 具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷されたり、人に知られたくない情報を公開されたりするなどの嫌なことをされる 等。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に

通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

②いじめの認知

- ア ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- イ いじめであるかどうかの判断は、学校が設置するいじめを認知する組織を活用し、組織的に行う。
- ウ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、いじめられた生徒の感じる被害性に着目して見極める。
- エ 「いじり」や「からかい」、「ふざけあい」であっても、そこから「いじめ」に発展するケースもあることを念頭に入れながら観察する。
- オ 担任に提出する日々の「生活記録」や部活動等で活用されている「〇〇ノート」、カウンセラールーム等で利用されている「黒板やノート」等からのサインや信号にも着目し、相互の情報交換を密に行う。
- カ 生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為ではなくても、当該生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する。

③いじめの理解

- ア いじめは、どの学校、どの学級、どの生徒にも起こりうる。
- イ いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ウ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- エ いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」や、それらを「止める側」の存在にも注意を払い、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。
- オ 「いじり」や「からかい」、「ふざけあい」であっても、一人あるいは複数の生徒が関わり、「いじられた」等の本人が精神的苦痛を伴う場合があり、それが「いじめ」となることもある。

④いじめの解消についての判断

- ア 生徒同士の謝罪をもって安易に解消としない。
- イ いじめが「解消している」状態については、「いじめに係る行為が止んでいること」「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の要件が満たされている場合とする。
- ウ 判断する時点については「いじめに係る行為が止んでいる」状態が相当の期間継続していることが必要である。相当の期間とは少なくとも3ヶ月を目安とする。

(2) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ア いじめについての共通理解
 - ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図る。
 - ・生徒に対して、全校集会や学級活動などで校長や教員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を学校全体で共有する。
- イ いじめに向かわない態度・能力の育成
 - ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進に

より、生徒の社会性を育むとともに、幅広い生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。【豊かな心】

- ・自他の意見の相違があっても建設的に調整し、解決していける力、自分の言動が相手や周囲にどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。【豊かなかかわり】

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・授業についていけない焦りや劣等感などがストレスの要因になることを踏まえ、一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりを進める。【確かな学力】
- ・ストレスを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。【健やかな体】
- ・教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・教職員は、生徒の発言や会話、生徒同士のやりとりの中で、言葉遣いやその内容に、相手を傷つけるような表現、行き過ぎた表現等あれば速やかにその場で指導を行う。
- ・授業は、生徒指導の機能を生かしたわかる授業の展開を行う。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む

- ・学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取れる機会を充実し、生徒の自己有用感を高める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。【豊かな心・豊かなかかわり】

オ 生徒自らがいじめについて学び、取組む

- ・生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。(例えば、生徒会・委員会によるいじめ防止や相談箱の設置など)
- ・道徳教育(授業)の充実を図り、いじめだけでなく、いのちの大切さや自他への優しさ等を育む取組を推進する。

②いじめの早期発見のための措置

ア いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識する。

イ 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

ウ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

(具体例)

○日常的な観察

- ・休み時間や放課後の雑談の中などで、生徒の様子に目を配る。
- ・個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で日常行われている日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。

○教育相談の充実(実施時期5月、11月)

- ・面談や、場合によっては家庭訪問を活用する。また、教育相談週間の設定などにより、悩みを聞く機会を設ける。

○相談窓口の周知

- ・保健室やスクールカウンセラー、スクールライフカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口(※「24時間子供SOSダイヤル」を含む)について周知する。

○アンケートによる調査

- ・生活実態全般に係る調査や**いじめや悩みに関するアンケート**調査を定期的を実施して、安心していじめを訴えられるようにするとともに、一人ひとりの状況を把握する。

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質の向上

- ア 職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、校内研修の充実を図る。
- イ スクールカウンセラー、スクールライフカウンセラー等を活用し、職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ア インターネット上（SNS等）の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する等の措置をとる。
- イ インターネット上（SNS等）で携帯電話やスマートフォンを利用したいじめ（ネットいじめ）への対応として、生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図るとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処することができるよう、生徒及びその保護者に対して、必要な啓発活動を行う。
 - 「ケータイ・インターネット安全教室」等の講演会の実施
 - 技術科「情報に関する技術」での授業（2年次、3年次）
 - うらやすっ子SNSルールの周知や生徒会活動

(3) 組織

いじめの防止等を実行的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

①組織の役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な手立ての計画・実行・検証・修正を行う。
- イ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- オ いじめによる重大事態に係る事実関係の調査を行う組織となる。

②組織の構成

- ア 学校基本方針等の策定見直し、いじめの重大事態の対応（組織の全構成員の参加）**(A会議)**

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事（主任）、学年生徒指導担当教員、学年主任、教育相談担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールライフカウンセラー等、その他必要に応じて

- イ 日常的な業務についての協議（毎月いじめ防止対策会議を行う）**(B会議)**

校長、教頭、生徒指導主事（主任）、学年生徒指導担当教員、教育相談担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールライフカウンセラー等

- ウ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議（当該いじめ事案に係る職員が加わる。）

(C会議)

校長、教頭、生徒指導主事（主任）、学年生徒指導担当教員、関係学年主任、担任、関係学年の職員、その他必要に応じて、教務主任、教育相談担当教員、養護教諭、部活動顧問、スクールカウンセラー、スクールライフカウンセラー等

③いじめに対する措置

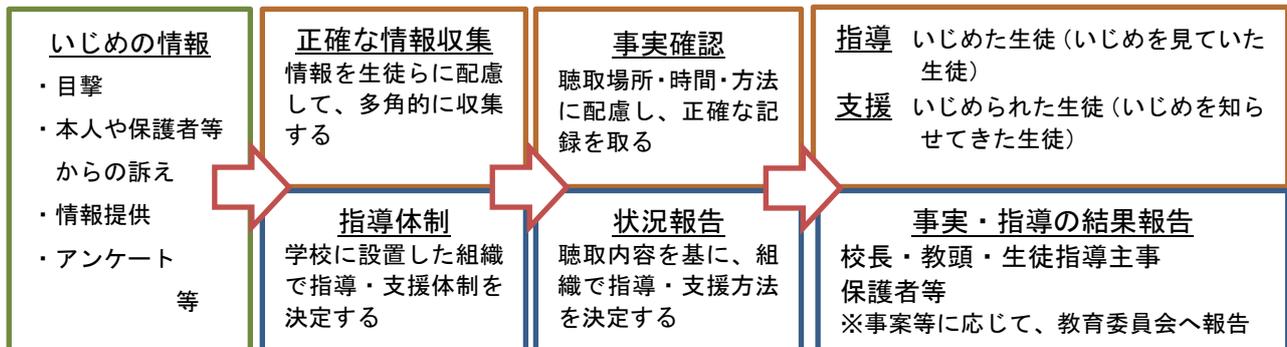
- ア 発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ウ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

④いじめを発見・通報を受けたときの対応

- ア 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から訴えがあった場合には、真摯に傾聴し対応する。
- イ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの確に関わりを持つ。
- ウ 発見・通報を受けた教員は抱え込まず、学校における「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有する。当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- エ 事実確認及び指導の結果を教育委員会等に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡し、今後の学校との連携方法について話し合う。

⑤組織的ないじめ対応の流れ

※生徒指導主事および生徒指導部で以下の内容で組織的に対応し、重大事態に対しては3.を参照



⑥生徒への指導・支援及び対応

- ア いじめられた生徒、いじめを知らせてきた生徒への対応
 - ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
 - ・ 指導後に再びいじめが行われていないか、定期的に声掛けや見守るなどし、生徒の様子や変化等に留意し、継続的に支援する。
- イ いじめた生徒への対応
 - ・ いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
 - ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
 - ・ 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導するなどし、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。また、いじめた生徒の人権にも配慮をする。
 - ・ いじめた生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等と連携して対処する。
 - ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

ウ いじめを見ていた生徒への対応

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、大人への相談や通報は適切な行為であり、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあったとき。

- ア 生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合 等

②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあったとき。

※年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

③生徒や保護者からいじめにより重大事態に至った旨の申立てがあったとき。

※重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 対処手順

①重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課に速やかに報告する。

②教育委員会と協議の上、重大事態の調査組織を設置する。

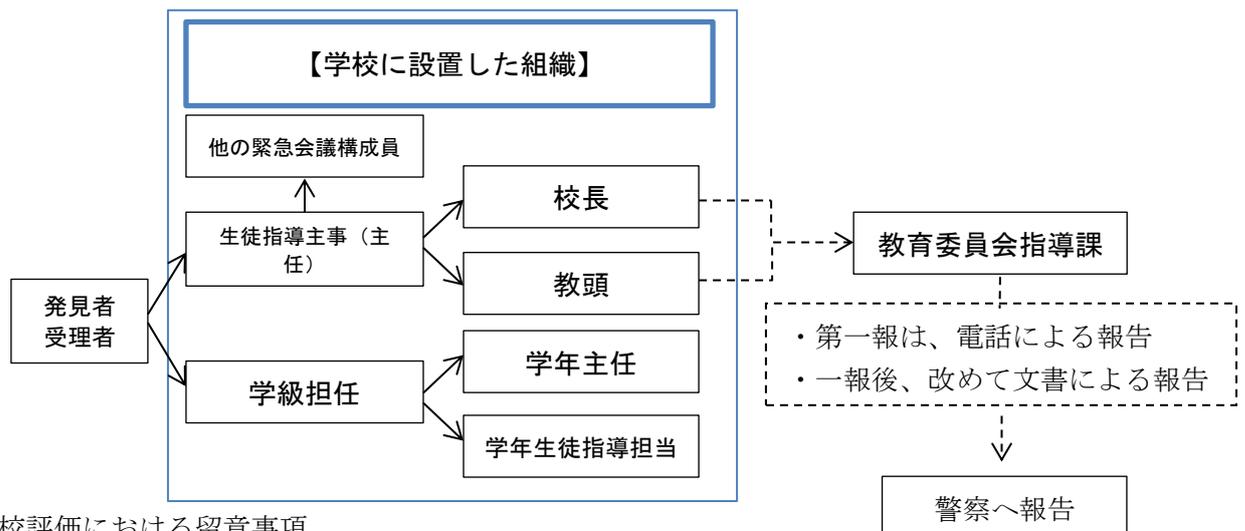
③調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、適切な支援を図る。

⑤調査結果を教育委員会指導課に報告する。

⑥場合によっては、警察に報告する。

(3) 重大事態発生時の連絡体制図



4 学校評価における留意事項

いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促されるよう、学校評価に次の項目を加え、適正に自校の取組を評価する。

(1) いじめの未然防止や早期発見に係る取組に関すること。

(2) いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等に関すること。

浦安市立見明川中学校 いじめ防止基本方針

(浦安市いじめ防止基本方針 参照)

1 いじめ防止等のための基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、生徒の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめの問題は、特定の一部の生徒の問題ではなく、どの学級、どの生徒にも起こりうる問題である。

本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、生徒をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作るために、生徒自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取組を行い、未来に向かって夢を持ち、豊かに生きる子どもたちを育てていく。また、いじめの兆候あるいは、認知した場合において、学校は「いじめは絶対にゆるさない」という考え方をもち、組織的に、迅速かつ細やかな対応を行っていく。

2 いじめ防止等ならびにいじめに対する措置の基本となる事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該生徒と一定の人間関係のある者が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

(2) いじめの防止および早期発見のための措置

- ◇日常的な生徒の観察
- ◇教育相談の充実
- ◇相談窓口の周知
- ◇アンケートによる調査 (**基本的に毎月行う**)
- ◇定期的な職員間での情報の交換と集約
- ◇「ケータイ・インターネット安全教室」等の講演会の実施
- ◇うらやすっ子SNSルールの周知や生徒会活動

(3) いじめに対する措置

- ◇発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ◇被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ◇教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

組織的ないじめ対応の流れ

